

(案)
単価契約書

1. 品名 令和8年度四国森林管理局レンタカー（単価契約）
2. 予定総金額 ¥〇,〇〇〇,〇〇〇.—
（うち、消費税及び地方消費税額 ¥〇〇〇,〇〇〇.—）
3. 数量及び単価 別紙「単価内訳書」のとおり
4. 引渡場所 四国森林管理局
5. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
6. 仕様書等 別紙「仕様書」のとおり
7. 契約保証金 免除する。
8. 特約条項 別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり

上記契約について、発注者 支出負担行為担当官 四国森林管理局長 田中 晋太郎（以下「甲」という。）と、請負者 〇〇〇〇 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により物品賃貸借契約を締結し、その契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者)甲 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号
支出負担行為担当官
四国森林管理局長 田中 晋太郎

(請負者)乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇 〇〇

契 約 条 項

(総 則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の物品賃貸借契約に関し、この契約条項に基づき、別紙2「仕様書」に従い、これを履行しなければならない。

- 2 この契約は、単価による契約であって、数量の多寡により単価の変更は行わないものとし、契約予定数量に増減が生じても、乙はなんら異議を申し立てないものとする。

(契約保証金)

第2条 契約保証金は免除する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 甲は、乙の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は賃借物品を転貸してはならない。

- 2 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

ただし、あらかじめ書面により、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(検査及び引渡し等)

第4条 甲は、当該物品の必要の都度、乙に対し当該物品賃貸の発注書を交付する。

- 2 乙は、納入に際し、甲の定める日時に立ち合いのうえ検査を受けなければならない。

- 3 甲は、前項の検査を納入日に終えなければならない。

- 4 甲は、乙が第2項の検査に立ち会わないときは、検査の結果について乙の異議の申立てを認めないものとする。

- 5 甲は、検査に合格したときは、乙から当該物品の引渡しを受けるものとする。

- 6 乙は、第2項の検査に合格しないときは、甲の指示する期間内に良品との交換又は補修を行わなければならない。この場合の交換又は補修後の納入については、前5項の規定を準用するものとする。

- 7 甲がその責めに帰する理由により第2項の期間内に検査しないときは、その期限を経過した日から検査が終了した日までの期間を約定期間から差し引くものとする。この場合に差し引く日数が約定期間を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

- 8 車両の引渡し、返還場所は、甲が指定する場所とする。

(危険負担)

第5条 前条第5項の引渡しの前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(賃貸料の請求)

第6条 乙は、一ヶ月分の賃貸料を取り纏めて、甲に、当該月の翌月10日までに、単価内訳書に基づく請求書により、甲に対して請求するものとする。

(賃貸料の支払)

第7条 甲は、前条の規定により適正な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という）に当該請求金額を乙に対して支払うものとする。

（保守等）

第8条 物品の引渡し後に発見された不具合、故障等については、乙は甲に対して責を負わないものとする。

2 甲は使用上必要な部品等の交換及び補修等を自己の負担において行うものとする。ただし、別に約定しているときは、この限りではない。

（賃借物品の現状変更）

第9条 甲は賃借物品の設置場所の変更又は他の機械単具の取付け等の現状変更を行おうとする時は、あらかじめ乙の承認を得なければならない。

（保険加入）

第10条 乙は賃借物品について契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険（仕様書で別に指定している場合は当該保険）に加入するものとする。

2 甲は、保険事故が生じたときは、直ちにその旨を乙に通知するものとする。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第11条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までに物品の納入ができない場合には、乙は、甲に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、特に約定をしている場合を除き、納入期限の翌月から検査の合格の日までの日数に応じ、遅延日数1日について契約金額（分割払いのときは当該分割金額）の1,000分の2に相当する額とする。ただし、遅延日数は、検査に要した日数を除くものとする。

3 甲の責に帰すべき理由により代金を支払わない場合（天災その他不可抗力による場合を除く。）甲は、期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

ただし、遅延利息の額が100円未満のとき又は100円未満の端数についてはこの限りでない。

（契約の解除等）

第12条 甲は、乙が次の各号に該当すると認めたときは、この契約の一部または全部を、解除することができるものとする。

- (1) この契約に関し、乙が不正行為をなしたとき。
- (2) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (3) 前各号の外、正当な事由なく、契約上の義務を履行せず、または履行する見込みがないとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合、これにより生ずる乙の損害は、一切保証しない。

（違約金）

第13条 第12条の規定により解除した場合、乙は予定金額（予定数量に契約単価を乗じた金額）の100分の10に相当する金額を違約金として、甲に納付しなければならない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第14条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第15条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約外の事項)

第16条 この契約書に定めない事項については、甲、乙、協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決)

第17条 本契約について紛争を生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。

- 2 前項の規定する第三者については、甲、乙、協議のうえ選定するものとする。